



参議院  
議員

# 石井みどりNEWS

新年あけましておめでとうございます

国民歯科医療の発展のために今年も全力を尽くします

## 福祉医療機構、融資適用範囲を拡大へ

### 参議院予算委員会での石井の指摘を受け通知

独立行政法人福祉医療機構は23日、通知を出し、同機構が運営する融資の適用範囲を拡大することとした。石井は21日、参議院予算委員会で質問し、米国発のサブプライムローン問題の影響で銀行から貸し渋り・貸し剥がし等にあっている医療機関の資金需要にも応えるべきと指摘し、改善を求めていた。

この度の通知によると、これまでの適用範囲である「**物価高騰の影響を受けている**病院、診療所及び老人保健施設」を拡大し、「**経済情勢の悪化による経営環境の変化により影響を受けている**病院、診療所及び老人保健施設」とし、物価高騰の影響に限らず、経済情勢の悪化により経営に影響を受けている場合や、金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難をきたしている場合も融資の対象とすることとした。また、不動産担保がない場合は診療報酬債権のみの担保でも融資を可能とする等、担保を軽減した。石井はこれまで、同融資について使いやすくするよう再三求めてきていた。なお、1月19日現在の金利は1.5%。

これに伴い名称も変更され、これまでの「物価高騰に伴う安定化資金」から「経営環境変化に伴う経営安定化資金」とされた。同機構では同資金の他、通常の経営安定化資金も運営している（※それぞれの詳細については別添の資料に記載）。



融資相談等連絡先：独立行政法人福祉医療機構 融資担当：03-3438-9940

参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館206号室

電話番号：03-3508-8206

FAX：03-5512-2206

e-mail：midori\_ishii@sangiin.go.jp

HP：http://www.ishii-midori.jp/

事務連絡  
平成21年1月23日

各 都道府県医務所管部（局）  
各 都道府県介護老人保健施設主管部（局） } 御中  
各 関係団体

独立行政法人福祉医療機構  
医療貸付部

医療貸付事業における経営安定化資金の取扱いについて

標記について、別添の取扱いとしたのでお知らせいたします。また、関係者への周知及び指導方よろしくお願い申し上げます。

**【本件に関するお問い合わせ先】**

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部医療業務課（三国）

TEL : 03-3438-9293 FAX : 03-3438-0659

HP : <http://www.wam.go.jp/wam/>

## 医療貸付事業における経営安定化資金の取扱いについて

### 1 「物価高騰に伴う経営安定化資金」について

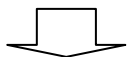
当機構においては、政府・与党が打ち出した「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日）の一環として、医療提供体制の確保の観点から、原油や食料価格の高騰の影響を受けている医療関係機関に対して、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金（物価高騰に伴う経営安定化資金）により、長期運転資金の融資を行ってきたところである。

### 2 本資金の名称変更及び適用範囲について

本資金については、物価高騰の影響が燃料費、給食材料費等直接的に関連している経費だけでなく経営全般に及ぼすものであるから、幅広く適用しているところではあるが、昨今の金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、以下のとおり名称を変更するとともに、適用範囲を明確化することとする。

#### 【名 称】

（現 行）「物価高騰に伴う経営安定化資金」

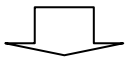


（改正後）「経営環境変化に伴う経営安定化資金」

#### 【適用範囲】

（現行）

○物価高騰の影響を受けている病院、診療所及び老人保健施設



（改正後）

○経済情勢の悪化による経営環境の変化により影響を受けている病院、診療所及び老人保健施設

- ・ 経済情勢の悪化により経営に影響を受けている場合
- ・ 金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難をきたしている場合 など

### 3 融資制度概要

別紙参照

## ○経営環境変化に伴う経営安定化資金の制度概要

区 分	通常の経営安定化資金	経営環境変化に伴う経営安定化資金
資金の名称	経営安定化資金	経営環境変化に伴う経営安定化資金※ (※物価高騰に伴う経営安定化資金から変更)
貸付対象となる施設及び資金使途	1 病院 ・制度改正及び金融環境の変化に伴う経営悪化等への対応のために必要な資金 2 診療所及び老人保健施設 ・慢性的な経営悪化状態又は一時的な特殊要因により生じた資金不足を解消するために必要な資金 等	経営環境変化に伴う経営安定化資金により一時的に資金が不足している病院、介護老人保健施設、診療所の経営安定化を図るために必要な資金 ・経済情勢の悪化により経営に影響を受けている場合 ・金融機関との取引状況の変化により資金繰りに困難をきたしている場合 等 (適用にあたっては、個々の状況等を勘案し柔軟に対応する。)
限度額	病院、介護老人保健施設：1億円以内 診療所：4,000万円以内	同左
金利	2.0% (平成21年1月23日現在)	<u>1.5%</u> (平成21年1月23日現在)：最優遇金利
償還期間	原則5年以内 (うち据置期間1年以内)	<u>7年以内</u> (うち据置期間1年以内)
担保	原則不動産担保の提供が必要 ただし、1,000万円までは無担保融資可能	原則不動産担保の提供が必要 ただし、 ・1,000万円までは無担保融資可能 ・ <u>不動産担保が無い場合は診療報酬債権等のみの担保でも可能</u>
保証人	法人代表者を含め2名以上 (個人の診療所は1名以上) ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可	同左
経営診断	機構が行う経営診断を受けることが必要	同左
適用期間	通常メニュー	平成22年3月末まで